

令和6年度第1回習志野市個人情報保護審議会

1 開催日時 令和6年10月17日（木）午後3時30分から午後4時30分

2 開催場所 市庁舎3階 特別会議室

3 出席者

【委員】弁護士 大谷 寛子
 弁護士 清田 友洋
 行政書士 田中 真樹
 日本大学 専任講師 矢澤 翔大
 千葉工業大学 教授 吉田 聡（以上5名）
【事務局】総務部 部長 竹田 佳司
 次長 吉岡 治
 情報政策課 課長 鈴木 貴幸
 副主査 五阿弥 美和（以上4名）

4 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 職務代理者の指名について
- (3) 会議録の作成等について
- (4) 会議録署名委員の指名について
- (5) 令和5年度における個人情報取扱事務の報告について

5 会議資料

- 資料1 個人情報保護制度（国による個人情報保護制度の見直しの背景）
資料2 令和5年度個人情報保護制度の運用について

6 議事内容

【情報政策課長鈴木】

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

事務局の総務部情報政策課課長の鈴木貴幸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば審議会でございますので、会長に進行をしていただくところでございますが、本日は1回目の審議会となり、会長選出前になりますので事務局の方で進行させていただきます。

開会に先立ちましてはじめに本審議会の位置づけに関わる個人情報保護制度全般の制度変更について、御説明させていただきます。

事前にお配りしている資料の1ページをご覧ください。

資料1としてA4横のカラーの資料にて、個人情報保護制度について記載しております。

個人情報保護制度については、以前は各自治体がその取扱いを定めることとされておりました。そのため、本市においても個人情報保護条例によりその取扱いを定め、個人情報保護審議会についても、条例に基づく審議会として設置し、令和4年度まで個人情報保護制度の運用に係る審議について、ご尽力を頂戴していたところであります。

しかしながら、個人情報保護に係る事務について、全国統一的な運用を図ることを目的に「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる「個人情報保護法」の改正が行われ、審議会の設置の根拠も法律に規定されたため、本市においても、個人情報保護法の「施行条例」及びそれに基づく「施行細則」を定め、この中で、審議会の設置・運営についての規定を設けることといたしました。

なお、資料の下部に記載しております本審議会の諮問事項については、後ほど次第の日程第5報告事項の中で、ご説明させていただきます。次に本市では、ホームページで委員名簿を公表することとなっており、公表する項目は、氏名、審議会内の役職名、職業で、職業については、お手元に配布しております委員名簿に記載の表記となりますので、ご承知置きください。説明は以上になりますが、本日は、制度改正後、初めての審議会となります。個人情報保護制度の運用について、委員の皆様のお力添えを賜りますよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

(1)会長の選出について

【情報政策課長鈴木】 それでは、これより令和6年度第1回習志野市個人情報保護審議会を開会いたします。

習志野市個人情報保護法施行細則の規定により委員の過半数、本審議会の場合は3名以上の出席が成立要件となっておりますが、本日は全員5名ご出席ということで本審議会は成立いたしました。

本日の審議会は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に

より、原則公開という形になっております。

ただし、内容によりまして公開非公開の判断が必要になったときは、その都度お諮りすることといたしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

【全委員】 承知した。

【情報政策課長鈴木】 はい、ではそのようにさせていただきます。

なお、本日の議題につきましては、非公開の内容はありませんので公開させていただきますが、現在傍聴者はおりませんので今後傍聴希望があった場合は入室について随時対応させていただきます。

続きまして、次第をご覧くださいまして日程第1の会長の選出に移らせていただきます。

習志野市個人情報保護法施行細則の第7条第1項の規定により、会長は委員の中から互選をしていただくということになっております。

互選の方法は、多様にあると思いますがいかがいたしましょうか、皆様のご意見をお願いしたいと思います。

【大谷委員】 私から清田委員を推薦したいと思います。

【情報政策課長鈴木】 ただいま大谷委員から清田委員のご推薦がございましたが、他にどなたかご意見ありますでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【情報政策課長鈴木】 そうしましたら、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

清田委員を会長とすることについてご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【情報政策課長鈴木】 はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって会長は清田委員をお願いしたいと存じます。

清田会長、会長席にご移動をお願いいたします。

【清田会長】 ただ今、会長に選任されました清田と申します。よろしくお願いします。過去2期審議委員を務めさせていただき、今期3期目となりました。先ほど課長より説明のありましたとおり個人情報保護制度が改正されまして、審議会 of 役割が変わってきていますので、どのような形が良いか皆さんからご意見を伺いながら、また相談しながら検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【情報政策課長鈴木】 ありがとうございます。会長が選出されましたので、これからの進行は清田会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2)職務代理者の指名について

【清田会長】 議事次第に沿って会議を進めたいと思います。限られた時間の中で、円滑に会議を進めていきたいと思いますので、会議の進行にご協力をぜひよろしくお願いいたします。

次に、日程第2ですが、会長不在時の職務代理者の指名に入りたいと思います。

習志野市個人情報保護法施行細則第7条第3項に、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する、となっておりますので、これにつきましては私より指名をさせていただきたいと思います。

それでは、前審議会でも委員を務めて頂いた大谷委員を指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【清田会長】

それでは、職務代理者は大谷委員に決まりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 会議録の作成等について

【清田会長】

日程第3の会議録の作成等についてお諮りします。

会議録につきましては、要点筆記とし会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議概要及び発言委員名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えます。これについてご異議ありませんか。

【全委員】

異議なし。

【清田会長】

異議なしと認めますので、そのように取り扱うことに決定します。

(4) 会議録署名委員の指名について

【清田会長】

続きまして日程第4の会議録署名委員の指名についてです。これについてお諮りしたいと思います。

会議録の作成にあたりましては、正確性公正性を期するため、署名委員を私から指名させていただきたいと思います。先ほど配られた委員名簿は50音順で並んでいますので、50音順に指名したいと思います。ただ大谷委員は職務代理者でありますし、会議録の決裁を行う会長の次の方からということで、3番目の田中委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【清田会長】

はい、それでは異議なしと認めます。

私から、会議録署名委員に田中委員を指名させていただきます。

(5) 令和5年度における個人情報取扱事務の報告について

【清田会長】

続きまして日程第5の報告事項としまして、令和5年度における個人情報取扱事務の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

【情報政策課長鈴木】

それでは報告事項についてご説明いたします。

会議資料をご覧ください。1ページは冒頭説明させていただいたとおり、令和5年4月に施行された新たな個人情報保護制度について記載したものになりますが、下部に記載してあります本審議会への諮問事項についてご説明いたします。

本審議会への諮問事項は2点でございます。1点目は習志野市個人情報保護法施行条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合。2点目は

個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると実施機関が認める場合になります。制度変更前に行っていた、個人情報の取得、利用、提供等について諮問することや、個別事案について個人情報保護法に照らして可否を判断することは、国の個人情報保護委員会の所掌事務に属する事項である為、諮問できないとされております。従いまして、個人情報保護法の改正により本審議会の諮問事項は非常に限定的なものとなっております。

なお、市議会は原則として個人情報保護法が適用されないため、本市では「習志野市議会の個人情報の保護に関する条例」を定め、改正後の個人情報保護法及び習志野市個人情報保護法施行条例と同様の運用を定めております。市議会において条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合や個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、本議会から諮問をさせていただきますのでご承知おきください。

続きまして、2ページをご覧ください。公文書の公開を行う情報公開制度の令和5年度の適用状況について記載したのになり、請求件数の合計は124件となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらのページは令和5年度の個人情報保護制度の運用状況について記載したものです。個人情報保護法では個人情報の取扱いの実態についてできる限り国民等に明らかにするといった観点から、個人情報ファイル簿の作成と公表を行う必要があるとされております。3ページの「表1」はこの規定に基づき令和5年度末時点で市の各機関から届出がされている個人情報ファイルの件数であり、令和5年度末時点において合計で128件となっております。

なお、保有する個人情報の数が1,000人以上の個人情報ファイルは、個人情報保護法で、ホームページでの公表が義務付けられることから市ホームページに掲載しており、保有する個人情報の数が1,000人未満の個人情報ファイルを含め、すべての個人情報ファイル簿については市庁舎グラウンドフロアにある市の情報公開コーナーで閲覧できるように、紙ファイルを配架しております。

また、本市で令和5年度中に個人情報の取扱いの開始、変更、廃止を行った事務の内容については、6ページ以降に掲載しておりますので後ほどご参照ください。

続きまして、3ページの「表2」をご覧ください。個人情報保護法では市が保有する自身の個人情報を開示請求することが出来る保有個人情報開示請求の手続きが定められております。ただし、本人の個人情報が記載されている公文書等に第三者の個人情報が含まれている場合等には開示できない部分を除いた部分開示を行うこととなります。また、請求のあった個人情報が存在しない場合には非開示決定を行う場合もございます。令和5年度の開示請求件数は50件あり、それぞれの請求に対する内訳は「表2」のと

おりとなっております。請求件数の多くは健康福祉部となっております、その内容は介護保険課における「介護認定の調査票」と「主治医の意見書」で、介護施設に入所するために必要な書類ということから請求が多いもので、その他協働経済部における税関係の資料や、市民課の申請書等となっております。なお、次の4ページと5ページに令和5年度の開示請求の一覧を掲載しておりますので後ほどご参照ください。

簡単ではございますが、令和5年度における個人情報取扱事務の報告は以上となります。

【清田会長】

ありがとうございました。ただ今の報告についてご意見ご質問等があればお願いします。

【全委員】

意見なし。

【清田会長】

では、特に意見はなしということで、その次に移ります。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、閉会となります。

事務局から連絡ありましたら、お願いします。

【情報政策課長鈴木】

はい。本日は、本審議会の円滑な運営にご協力を頂き、誠にありがとうございました。事務局から2点ほどご連絡をさせていただきます。

はじめに本日の審議会の内容につきまして、事務局の方で会議録の案を作成し、田中委員に署名をして頂いた上で、清田会長の決裁を受けた後、各委員の皆さまに送付させていただきます。

次に、次回の審議会でございますが、現時点で事務局の方で預かっている諮問事項はございません。

諮問事項がありましたらまた委員の皆さまに日程調整させていただいて、開催の運びとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、私ども日々市民と一番身近に接し個人情報を管理していく中で、個人情報の大切さというものを身に染みて感じております。委員の皆さまのお力添えを頂きながら、引き続き個人情報保護制度の適正な運用に努めていきますのでよろしくお願いいたします。私から以上でございます。

【清田会長】

ありがとうございました。それでは、本日の日程は以上となります。

これをもちまして、令和6年度第1回習志野市個人情報保護審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては長時間ありがとうございました。